

福祉民生常任委員会会議録

平成29年12月11日

北 見 市 議 会

午前 9時59分 開 議

○（隅田委員長） ただいまから福祉民生常任委員会を開会いたします。

事務局より諸般の報告をいたさせます。

○（置田局長） ご報告を申し上げます。ただいまの出席委員数は7名、全員出席であります。

以上であります。

○（隅田委員長） 今定例会におきまして私ども福祉民生常任委員会に付託されました議案の審査を行うわけではありますが、審査につきましては配付されておりますレジュメに従い、順次行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前 9時59分 休 憩

午前 10時00分 再 開

○（隅田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、まず市民環境部所管の審査を行います。補足説明を求めます。

○（佐野部長） おはようございます。それでは、本委員会に付託されております市民環境部所管の補正予算並びに条例の一部改正につきましてご説明させていただきます。

初めに、議案第1号平成29年度北見市一般会計補正予算についてであります。戸籍住民課が所管いたします戸籍住民基本台帳費として、本人の希望によりマイナンバーカードに旧姓を併記できるよう記載事項の充実を図るための住民記録システム改修費として国庫補助金を財源に補正計上いたしました。同じく国民年金費として、国民年金法に基づく適用関係届書の電子媒体化を図るための国民年金システム改修費として国庫交付金を財源に補正計上いたしました。

次に、議案第4号北見市自治区設置条例の一部を改正する条例についてであります。現在東相内公共施設複合化整備事業による東相内出張所の移転改

築を進めており、平成30年2月13日に供用開始となりますことから、新出張所の位置を規定するため、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長、所長からご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○（坂下課長） おはようございます。それでは、委員会資料に基づき戸籍住民課所管の補正予算についてご説明いたします。

委員会資料1ページをお開きください。中段、歳出についてでございますが、戸籍住民基本台帳費につきましては平成28年1月より戸籍住民課を初め、総合支所、支所・出張所においてマイナンバーカードの交付を行っております。国において一億総活躍社会の実現に向け、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会や女性活躍の視点に立った制度等の整備が必要であるとし、本人の希望によりマイナンバーカードに旧姓を併記できるよう記載事項の充実を図ることとされ、これに伴う住民記録システム改修費として総務費国庫補助金、住民記録システム改修費補助金を財源に1,263万6,000円を増額補正計上させていただきました。

次に、国民年金費につきましては、市町村から日本年金機構へ提出される適用関係届書に係る事務処理の効率化及び誤った処理を防止する観点から、国民年金法に基づく適用関係届書の電子媒体化を図ることとされ、これに伴う国民年金システム改修費として民生費国庫交付金、国民年金システム改修費交付金を財源に383万2,000円を補正計上させていただきました。

私からは以上でございます。

○（楠瀬所長） 次に、北見市自治区設置条例の一部改正について、資料に基づき説明させていただきます。

委員会資料2ページをごらんください。まず、改正事由であります。現在、東相内公共施設複合化整備事業で東相内出張所の移転改築を進めており、

間もなく完成することから、新しい出張所の位置を規定するため、北見市自治区設置条例の一部を改正するものであります。

続いて、条例の改正内容ですが、(4)の新旧対照表中段にあるとおり、東相内出張所の位置を北見市東相内町288番地4から287番地6へ変更するものであります。

条例の施行日につきましては、出張所の建設予定期間が来年1月15日までとなっており、1月末日までに検査完了の検定等を行った後に引き渡しとなります。その後、電話回線等の工事を行い、現在の仮出張所から移転し、2月13日からの供用開始と同日の施行を予定しております。

資料3ページからは、新しい出張所の概要としまして、出張所の位置や敷地内での配置、建物概要、建設予定期間、供用開始予定日を記載させていただいております。

以上で東相内出張所に係る北見市自治区設置条例の一部を改正する条例について補足説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○(隅田委員長) 補足説明が了しましたので、市民環境部を審査の対象といたします。

質疑のある方は発言願います。

○(鈴木委員) マイナンバーカードですが、直近の交付率を教えてください。

○(菊池委員) マイナンバーカード、今の鈴木委員の質問にかかわりますけれども、国民の中での理解というのは十分進んでいない状況だと私は見えますけれども、いろいろな制度が組み込まれてくると嫌でもそういうシステムに乗っかなければならないという問題が出てきます。いろいろな制度が、これから健康保険とか税とか所得の問題とかがどんどん組み合わされてくると、そのような状況が出てくるのですけれども、全体の認識という点について、担当部としてはどのように思っておられるか。

それから、もう一つは、マイナンバーカードに写

真とかが載っているわけですが、そういうものがあっても、例えば家族がそれを持って手続とか発行を求めようとする、多分なかなか難しいというか、今でも大変なものがあります。印鑑証明とかは、1回本人に市から郵送して、それで本人の確認を得るとか、それでも本当の安全性からいえば、それでいいのかという感じもしますけれども、そのあたりの代理人というのはどのような扱いになっているのか、その辺をご説明願います。

○(坂下課長) 鈴木委員からご質問のマイナンバーカード交付率の関係ですが、人口比につきましては9.5%、枚数につきましては11月末現在で1万1,251枚交付している状況になります。

菊池委員からのほかの制度への組み込みという形での部分だったのですが、これにつきましては国民健康保険の関係の保険証も今後予定されていると聞いております。

あと、マイナンバーカードの利活用の部分でいきますと、コンビニ交付の部分が今全国的にふえている状況で、こちらのコンビニ交付につきましては住民票、そして印鑑証明書がほとんどで、あと戸籍関係の証明書、税の証明書ということになっております。マイナンバーカードを利用した際の交付につきましては、暗証番号を入力していただくという形になっております。印鑑証明書の本人確認、登録のときの本人確認は運転免許証、マイナンバーカードで本人が来られた場合についてはその場で登録はさせていただきますけれども、それ以外のものにつきましては委員がおっしゃるとおり文書での照会ということで、確実にご本人に署名していただき、登録していただくということになります。登録自体は、今までのとおり変わらないのですけれども、印鑑登録書のほかにマイナンバーカードを利用してコンビニエンスストアで暗証番号を入力することにより交付することが可能になります。ですから、例えばご家族の方にカードを預けてマイナンバーを利用するための暗証番号を入力して交付するということ

は可能になります。

あと、ほかの代理人の方ということになりますと、やはり暗証番号の管理ということもありますので、そちらについては同一世帯ということの部分で運用されるよう使い方というか、その部分は十分説明していきたいと考えております。

私からは以上です。

○（菊池委員） 鈴木委員の質問の答弁で、割合が9.5%ということですが、どうなのでしょう。私の認識としては、全体がゴーサインを出すには余りにも低いレベルの認識というか、カードの発行数としては非常に低いと。10分の1いかないというのは、そういう状況を示しているのではないか。これは、非常に不安も伴っている制度なので、こういう状況かとも思いますけれども、先ほどの答弁の中で出てきましたが、要は代理人が暗証番号ならいいと。実際住民票とかは、今は本人や家族でなくてもとることはできますね。職務上とか、何かそういうのがあるのではないかと思いますけれども、そういう点を考えても、この暗証番号というのは、もしかすると非常に危ない方式なのかもしれないし、例えば本人の指紋とかですと非常にわかりやすいし、何か登録されている範囲内が登録されていれば利用できるのですけれども、この暗証番号というのは忘れますし、住民票をとるなんていうのは年に1回あるか2回あるかわからない。そのときに暗証番号がどういう番号だったか、もちろん管理していればわかるのですけれども、わかりにくい制度だとも思っております。そういう点で、今の状況というのは本当にこのまま進めていいのかという問題とともに、これは本人の理解と使い方がうまくいくのかということもありますし、一般的に言われているこの制度自体がやはり漏えいだとか、非常に危惧される危険性を持ったものだというのがなかなか払拭できない状況なのではないかと思います。そういう市民の不安に対する市としての現状認識は、どのように思っているのでしょうか。

○（鈴木委員） 交付率9.5%というのは、1割にも満たない形ですね。これから確定申告等があるかと思うのですけれども、そのときにこの番号が必要になってきますから、もう少しふえていくという気はしますけれども、いずれにしても低い交付率をどのようにして発行、交付をふやしていこうとされているのか伺います。

もう一つは、答弁の中で、コンビニエンスストアが何回か出てきているのですけれども、北見市のコンビニエンスストアでとれるように今聞いたのですけれども、その辺のところを詳しく教えてください。

以上です。

○（坂下課長） 菊池委員からのカードの管理と暗証番号の管理についてなのですが、こちらについては当然カードを交付する際にご案内というか、文書を渡しているのですけれども、その中でもきちんと説明はさせていただいております。当然暗証番号を盗まれてしまうことがあってはならないとは思いますが、そこはしっかりコンビニエンスストアで、まだ検討中ではありますけれども、利用されるときにはしっかり説明をさせていただきたいと考えております。

鈴木委員からのコンビニエンスストアでの書類交付関係の質問なのですが、コンビニエンスストアでの住民票の交付につきましては、今全国で462の自治体を実施している状況になっております。道内では9カ所の自治体で進んでいるのですけれども、道内の10万都市におきましても前向きに検討を行っているということで聞いております。北見市におきましても、身近なコンビニエンスストアで早朝や深夜に利用ができるということで、これについては市民サービスの向上につながると認識しておりますので、今後検討を進めていきたいと考えております。

それと、低い交付率の関係の部分なのですが、こちらにつきましては、ことしの7月からマイナポータルという部分が進んでおり、マイナポータル

ルの端末が戸籍住民課にも配置になりました。こちらの部分で、例えばですけれども、申請される方がなかなか写真などを撮るのが難しいという方もいらっしゃるかもしれませんが、顔写真をその場で撮って、その場で申請できないかというところの部分で検討を行っております。平成27年11月に通知カードを送らせていただいたのですけれども、その中にマイナンバーカードの申請書類が入っているのですけれども、その内容がわかりづらいという部分もあるかと思っておりますので、より申請しやすい形で、市役所で対応させていただきたいと考えております。

○(佐野部長) まず、菊池委員からありました暗証番号では危険性があるのではないかと、暗証番号等という理解かという点でございますけれども、マイナンバーカードの発行時におきましては、先ほど課長が答弁しましたとおり、暗証番号も含めて文書だけではなく、その場で丁寧に管理の方法等を説明しているところですので、ご理解いただきたいと思います。

また、コンビニエンスストアでの書類交付の件につきまして鈴木委員からいただいたご質問ですけれども、総体に係ることでございますが、例えば、今マイナンバーカードの発行率が、まだ先ほど申し上げたとおり1割にも満たない状況でございます。マイナンバーカードを持つことによって、例えば、今後北見市がコンビニエンスストアで住民票の発行をできるようになるというシステムが構築された場合には、マイナンバーカードの普及がまだ上がっていくものと考えております。

また、さらに課長が答弁しましたとおり、国のマイナポータルという制度の運用が始まったところでございます。これからさまざまな分野でそのマイナポータルが活用されてまいりますので、例えば今は戸籍住民課にしか入っておりませんが、その端末機、例えばスマートフォンからですと若い世代の方もマイナポータルに接続できますが、高齢の方々にどう対応していくのか。マイナポータルを例え

ば支所・出張所に置くことができ、その場所でもっとうまく住民に優しく対応できるのか、それらを含めて検討し、住民サービスの向上につながれば普及率もおのずと上がっていくのではないかと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○(鈴木委員) コンビニエンスストアでとれるようになれば、交付率も上がるのではないだろうかという答弁はわかります。だけれども、今現在コンビニエンスストアでとれないわけですから、それで9.5%をどうやって上げていくのかという答弁には全然なっていないのです。

それと、コンビニエンスストアで発行できると、検討されていると言っていますけれども、いつできるのですか、時期を示してください。

○(佐野部長) 鈴木委員のご質問にお答えします。

まず、コンビニエンスストアでの対応時期でございますけれども、検討を始めた段階ですので、恐れ入りますけれども、明確に何月何日からと今時点では答えることができませんが、発行できるように前向きに今検討を進めているところでございます。

また、マイナンバーカードの交付率を上げることににつきましては、広報ですとか、今後もホームページ等を通じて市民周知に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○(隅田委員長) ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○(隅田委員長) なければ、以上で市民環境部の審査を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時19分 休憩

午前10時21分 再開

○(隅田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、保健福祉部所管の審査を行います。

補足説明を求めます。

○(大柴部長) それでは、私から本定例会に提案

し、当常任委員会に付託されております議案第1号一般会計補正予算のうち保健福祉部が所管いたします補正予算及び議案第2号国民健康保険特別会計補正予算について、議案第3号介護保険特別会計補正予算について、議案第5号北見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の改正について概要を説明させていただきます。

初めに、一般会計補正予算については、障がい福祉課の所管では、障がい児通所等給付費につきまして、事業所の増加等に伴い利用者がふえたことによる給付費の増額補正を、健康推進課所管では制度改革に伴うシステム改修に係る経費を補正計上させていただきます。

次に、国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計では、それぞれ制度改革に伴うシステム改修に係る経費を補正計上いたしました。

次に、議案第5号の条例改正につきましては、法に定める主務省令の改正により利用可能な特定個人情報の範囲が拡大されたことに伴い、所管する医療費助成に関する規定を改正するものです。

私からは以上でございますが、詳細につきましては担当課長より事業の概要を説明いたしますので、ご審査のほどよろしく願いいたします。

○（水落課長） 私から障がい福祉課所管に係る補正予算について、お手元の委員会資料に基づき説明いたします。

資料1ページをお開きください。資料下段、歳出の相談支援費では、障がい児通所等給付費として就学している障がいのある子供が生活能力の向上に必要な訓練や創作的活動などのために通う放課後等デイサービス事業所の増加に伴い、利用定員及び利用件数が増加し、給付費に不足が見込まれることから、その不足分について国及び道の負担金を財源に補正計上いたしました。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○（和田課長） それでは、私から健康推進課所管にかかわる補正予算につきまして補足説明をさせていただきます。

資料2ページをお開きください。保健衛生費の健康管理費、健康管理システム改修費であります。国に毎年提出しております地域保健健康増進事業報告につきまして、このたび国におきましてがん健診の受診率を市町村間で比較可能とする算定方法として、国民健康保険被保険者のうち、がん健診を受診した者の割合を算出するよう改正されることに伴い、平成30年度からの国民健康保険制度改革による都道府県単位化後の資格管理に対応するようシステムの改修が必要でありますことから補正計上するものであります。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○（鈴木課長） それでは、私から介護福祉課所管にかかわります補正予算につきまして補足説明させていただきます。

委員会資料6ページをお開きください。介護保険特別会計の補正予算についてであります。歳出の総務費では介護保険システム改修費として、平成30年度からの介護保険制度改革に伴うシステム改修にかかわる経費及び社会保障・税番号制度による情報連携に伴うシステム改修にかかわる経費について補正計上いたしました。

次に、資料5ページをごらんください。歳入であります。ただいま説明いたしました歳出の補正計上に伴う財源として、国庫支出金及び一般会計からの繰入金について補正計上したところでございます。

以上で私からの補足説明を終わらせていただきます。

○（佐野課長） 私から議案第2号の補正予算及び議案第5号の条例改正についてご説明いたします。

資料4ページをごらんください。初めに、国民健康保険特別会計補正予算についてであります。歳出の総務費、一般管理費では平成29年度税制改正大

綱により、所得税等の医療費控除の申告手続の際、医療費の明細書として保険者が発行する医療費通知を活用できることとなり、また、これにあわせて国民健康保険法施行規則が改正され、医療費通知の標準的な記載項目が示されましたことから、同規則に基づき医療費通知に支払った医療費の額を記載するため及び社会保障・税番号制度による情報連携に係るデータ標準レイアウトに対応するため、国民健康保険システムの改修に要する経費を計上いたしました。

また、保健事業費の特定健康診査等事業費では、国民健康保険の都道府県単位化に伴い、道のデータ管理システムが改修されますことにより、各保険者の独自システムにおいても改修が必要なことから、健康管理システムの改修経費を補正計上いたしました。

なお、資料3ページの歳入につきましては、歳出の財源として国庫補助金及び一般会計繰入金を計上したものであります。

続きまして、資料7ページをお開き願います。北見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例のうち、医療費助成に関する項目についてご説明いたします。

(1)改正理由であります。いわゆるマイナンバー法の主務省令におきまして新たに医療保険各法の給付関係情報が規定されましたことから、これに基づき関連する医療費助成各事務の特定個人情報に関する規定を改正するものであります。

次に、(2)改正内容であります。別表第2に掲げる北見市子ども医療費助成、北見市重度心身障害者医療費助成及び北見市ひとり親家庭等医療費助成の各事務を処理するために利用することができる特定個人情報の対象となる医療保険について、これまでの国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に加え、健康保険法など記載の5つの医療

保険法を追加するものであります。

資料8ページから10ページには、改正部分の新旧対照表を掲載いたしております。

補足説明は以上でございます。ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○(隅田委員長) 補足説明が了しましたので、保健福祉部を審査の対象といたします。

質疑のある方は発言願います。

○(菊池委員) 保健福祉部にかかわるマイナンバーを活用した手続の中で、代理人が手続をするという場合の対応は、今どのようにされているでしょうか。

以上です。

○(坂森係長) ただいまご質問をいただきました代理人からのマイナンバーを活用した申請手続の関係ですが、代理人からマイナンバーの提供を受ける場合は本人確認を行っております。代理権の確認、代理人の身元、本人の番号の3つを確認する必要があります。原則として、代理権の確認は法定代理人の場合は戸籍謄本や任意代理人の場合は委任状、代理人の身元の確認は代理人の個人番号カード、運転免許証など、本人の番号確認は本人の個人番号カード、通知カード、マイナンバーの記載された住民票の写しなどで確認を行っております。

以上です。

○(菊池委員) 厳格に説明していただくと、そういうことになるのでしょうか。文書作成だとか、本人がそういう番号が入ったもので出さないと、要はその代理人に渡さないとできないという、何か今よりも相当大変なように私には思うのです。

それで、これからの世帯構成からいくと、本人は1人で暮らしていると、それから家族は北見市にいないとなると、実際には他人に頼みますみたいなことが起こるのではないかと。今でも起こっているのではないかと思うのですけれども、今の説明ですと、要するに家族でなくても、他人でもそういう手続きさえとればと説明されたと思うのですけれども、そ

うすると第三者というか、他人というか、そういう方に番号を当然教えなければなりませんし、もしかするとコンビニエンスストアではないから暗証番号までは言わないかもしれないのだけれども、その第三者がその番号、例えば住民票とかをどのように扱うのかと。例えば、それを紛失したりしたら、ここには何か罰則が出てくるのではないか、そのようにも思うのですけれども、そのあたりはどのようになるでしょうか。

○（大栄部長） マイナンバーは現在申請を受け付けておりますが、持ってきていない方については空欄のまま申請を受け付けている状態です。その後、これは運用上の問題ですけれども、行政が書いたということで色を変えてマイナンバーを管理しているという形で、特に代理人が申請を持ってきてマイナンバーはわかりませんと言われても、そこは空欄のまま申請書を受けているという状態です。

以上です。

○（隅田委員長） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（隅田委員長） なければ、以上で保健福祉部の審査を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時35分 再開

○（隅田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、子ども未来部所管の審査を行います。

補足説明を求めます。

○（滝沢部長） おはようございます。私から本委員会に付託されております議案第7号、議案第8号の条例の一部改正及び議案第15号、議案第20号の子ども未来部の所管する施設に係る指定管理者の指定と指定の変更について概要をご説明させていただきます。

初めに、子ども未来部保育課が所管いたします条

例の一部を改正する条例についてでございますが、指定管理者が管理するへき地保育所条例の一部を改正する条例では、入所児童の減少により開成保育所を閉所することに伴い所要の改正を、また青少年課が所管いたします北見市児童館条例の一部を改正する条例では、留辺蘂児童館の移転改築により児童館の位置について規定するため、所要の改正をそれぞれ行うものでございます。

次に、子ども未来部が所管する施設に係る指定管理者の指定並びに指定管理者の指定の変更でございますが、指定管理者の指定では平成30年3月31日をもって指定管理者の指定期間が満了となります常呂自治区の錦水保育所に係る指定管理者の指定につきまして平成30年4月1日からの指定の手続きを、また指定管理者の指定の変更では平成30年3月31日をもって閉所いたします北見自治区の開成保育所に係る指定管理者の現指定期間を変更するための手続きをそれぞれ行うものでございます。

私からは以上でございますが、詳細につきまして担当課長から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○（苅込課長） それでは、私から保育課所管にかかわります議案第7号北見市指定管理者が管理するへき地保育所条例の一部を改正する条例、議案第15号子ども未来部の所管する施設に係る指定管理者の指定並びに議案第20号子ども未来部の所管する施設に係る指定管理者の指定の変更につきまして、お手元に配付させていただいております委員会資料に基づき補足説明をさせていただきます。

委員会資料1ページをごらん願います。1、議案第7号北見市指定管理者が管理するへき地保育所条例の一部を改正する条例についてでございますが、北見自治区の開成保育所につきまして、近年の入所児童の減少に伴い保育所運営の維持、継続が困難である旨、地域運営委員会より申し入れがなされたところでございます。市といたしましても、今後新たな入所児童も見込めないことから、地域運営委員会

からの意向を踏まえ、本年度末、平成30年3月31日をもって閉所させていただくとともに、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

次に、委員会資料3ページをごらん願います。3、議案第15号子ども未来部の所管する施設に係る指定管理者の指定についてご説明させていただきます。本年度末の平成30年3月31日をもって指定管理者の指定期間が満了となります常呂自治区の錦水保育所に係る指定管理者の指定でございますが、現指定管理者であります錦水保育所運営委員会より応募いただき、選定委員会において選定基準に照らし合わせた結果、適切と認められ、採決方式により選定されましたので、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間を指定期間とし、錦水保育所運営委員会を指定管理者として指定するものでございます。

次に、資料4ページをごらん願います。4、議案第20号子ども未来部の所管する施設に係る指定管理者の指定の変更についてでございますが、現在開成保育所の指定管理者として平成33年3月31日まで開成保育所運営委員会が指定を受けておりますが、先ほどご説明いたしましたとおり平成30年3月31日をもって開成保育所を閉所することに伴い、指定管理者の指定期間を平成30年3月31日までに変更するものでございます。

私からは以上でございます。

○(中嶋課長) 次に、私からは青少年課所管にかかわります議案第8号北見市児童館条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

委員会資料2ページをごらん願います。北見市児童館条例の一部を改正する条例についてでございますが、留辺蘂地区児童の健全育成の拠点施設となる留辺蘂児童館の移転改築につきましては、留辺蘂小学校の改築にあわせまして平成30年2月9日までの工期で現在工事を進めているところでございます。これに伴いまして、新旧対照表に記載のとおり、条例第2条の児童館の位置に関しまして所要の改正を行

うものでございます。

なお、児童館の供用開始時期につきましては、学校運営や児童の通館などに支障のないよう教育委員会と連携、調整を図り、別途規則に定める日をもって供用を開始する予定としております。

私からの補足説明は以上でございます。ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○(隅田委員長) 補足説明が了しましたので、子ども未来部を審査の対象といたします。

質疑のある方は発言願います。

○(鈴木委員) 開成保育所が入所児童数の減少、それから地域からの申し入れで閉所するという形はわかりました。この中で、平成29年度は何名ぐらいで運営されていたのか。また、僻地であります、そこに住んでいた方が何名ぐらい保育所に通っていたのかを教えてください。

○(飯田委員) 今回地域運営委員会からの要望で開成保育所を閉じられるということなのですが、ほかのへき地保育所も地域外からもいろいろ来ている方がいると私はお聞きしているのですが、開成保育所については地域の方だけなのか、その辺も教えていただきたいのと、これから少子化と人口減少でやはり地域のへき地保育所のあり方というのは、市としてはどのように考えているのか、お考えをお示しいただきたいと思っております。

○(菊池委員) 関連ですけれども、開成、へき地保育所を運営されていた範囲内に世帯数というのがどれぐらいあるのか、農家の方が多い地域ですけれども、その点。

それから、もう一つは、これからですけれども、後継ぎができる場合もありますし、移住者が来られる場合もある。酪農や農業をやりたいという方があらわれる場合もある。そういう可能性もあるのですけれども、では開成でそういう子供がいた場合、どのような対応ができるのか、その辺を説明願います。

○(苅込課長) それでは、私から鈴木委員からご

質問をいただきました開成保育所の現在の児童数の関係でございますが、平成29年4月1日現在、児童数は4名でございます。そのうち2名が5歳児、いわゆる来年3月31日をもって卒園される方となります。残り2名については4歳児でございます。閉所に当たっては、近隣の保育所への転園を希望されていますので、その調整を図っているところでございます。

それから、飯田委員からご質問のございました地域以外の子供たちの受け入れ状況についてでございますが、現在4名のお子様につきましては地域の方だけでございます。

それから、菊池委員からご質問をいただきました開成地区における世帯数でございますが、申しわけございません。手元に資料を用意しておりませんので、後ほどご説明させていただきたいのですが、居住者の今後なのですけれども、今回の資料にも記載させていただきましたが、閉所に関する協議を始めていただいたところ、地域の子供たちがいなくなっているという状況と、この先も入所の見込みがないという話をいただきまして閉所に至ったところでございますが、今後例えば開成地区において子供たちがふえるという状況がございましたら、近隣の保育所を含めて入園も調整させていただきたいと考えております。

それと、飯田委員からございました今後の少子化対策ということでございますが、地域も含めて今へき地保育所については、その地域の子供だけではございません。具体的に何人かという内訳ではございませんが、今後少子化の対策も見ながら、基本的には国の指針というか、基準でございます人数的なところが割った段階で地域の住民を含めて協議を進めさせていただきませんが、今後は運営が可能である限り地域運営委員会の意向で進めさせていただきたいと思っておりますが、施設の老朽化とか、そういったことに伴いまして統廃合ですとか、そういったことも考慮しながら今後考えていきたいと思っております

ので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○（鈴木委員） 開成保育所の場合、地域のお子さんが4名で、2名が学校に上がってしまうから4歳児が2名になってしまうと。平成30年においては入所の見込みがないからという形の中で、地域の申し入れがあったのだというのはよくわかりました。ということは、ほかの保育所というのはどのぐらいの人数なのですか。今6カ所の保育所、定員がそれぞれ20名、30名になっていますけれども、開成保育所も定員30名で児童が4名でしたね。現在どのぐらいの児童数がそれぞれの保育所に入所されているのか、参考のために教えてください。

○（苅込課長） 鈴木委員からご質問をいただきました入所児童数の関係でございます。へき地保育所、平成29年12月1日現在の数字を述べさせていただきます。まず、上仁頃みどり保育所14名、それから開成保育所は4名です。大正保育所27名、豊地保育所17名、若松保育所12名、端野自治区ですが、小桜保育所16名、それから常呂の錦水保育所が18名、以上合計で108名となっています。

以上でございます。

○（隅田委員長） ほかにご質疑ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（隅田委員長） なければ、以上で子ども未来部の審査を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前10時50分 再開

○（隅田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、常呂総合支所及び留辺蘂総合支所所管の審査を行います。

補足説明を求めます。

○（小笠原総合支所長） お疲れさまです。それでは、今定例会に提案しております議案第13号市民環

境部の所管する施設に係る指定管理者の指定について並びに議案第14号保健福祉部の所管する施設に係る指定管理者の指定についてご説明させていただきます。

市民環境部が所管いたします常呂自治区の集会施設4施設と留辺蘂自治区の集会施設2施設、それから保健福祉部が所管いたします留辺蘂自治区の福祉施設1施設の計7施設につきましては、今年度末をもって指定期間の満了を迎えます。指定管理者の更新につきましては、本年6月26日開催の当常任委員会でご報告させていただき、平成30年4月からの更新に向けて選定に係る事務を進めておりましたが、更新に係る指定団体の選定が終了しましたことから議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○(川村課長) それでは、私からは議案第13号市民環境部の所管する施設に係る指定管理者の指定につきまして、委員会資料に基づきご説明させていただきます。

委員会資料は1ページから2ページをごらん願います。市民環境部の所管する施設のうち、常呂総合支所関係分につきましては資料1ページ、(1)富丘地区高齢者コミュニティセンターから(4)北見市豊川地域農村環境改善センターまでの4施設、留辺蘂総合支所関係分につきましては2ページの(5)北見市留辺蘂町民会館、(6)北見市留辺蘂西区住民センターの2施設になってございます。この計6施設につきまして、更新に係る指定管理者の選定が終了しましたことから、それぞれ記載の指定団体に施設の管理運営を指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

次に、指定管理者の選定に至る経過についてでございますが、常呂総合支所関係分の4施設につきましては、地域に密着した施設で市民参画、市民協働

の視点から地域団体等による施設管理が適当であると認められる施設でありますことから非公募により選定委員会を開催しております。留辺蘂総合支所関係分の2施設につきましては、公募により選定委員会を開催し、募集期間中に応募された団体が各施設1団体であったことから採決方式による審査の上、選定基準に基づき1施設ずつ選考しております。選定審査の結果、それぞれ記載の指定団体において選定理由に記載したとおり、選定基準に照らし、適切と認め、採決方式により全委員による多数決によって選定されました。

なお、指定期間につきましては、平成30年4月1日から平成34年3月31日までの4年間となっております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしくお願いたします。

○(福浦課長) 次に、私からは議案第14号保健福祉部の所管する施設に係る指定管理者の指定につきまして、委員会資料に基づきご説明させていただきます。

委員会資料は3ページをごらん願います。保健福祉部の所管する施設のうち、留辺蘂自治区関係分につきましては(1)北見市はあとふるプラザの1施設です。北見市はあとふるプラザにつきましては、更新に係る指定管理者の選定が終了しましたことから、指定団体の名称に記載しております社会福祉法人北見市社会福祉協議会に施設の管理運営を指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

次に、指定管理者の選定に至る経過についてでございますが、北見市はあとふるプラザにつきましては対応の継続性が特に必要な福祉施設等で、現受託団体が引き続き管理運営することが適当であると認められる施設でありますことから非公募により選定委員会を開催しております。選定審査の結果、記載の指定団体において選定理由に記載したとおり、選定基準に照らし、適切と認め、採決方式により全委

員による多数決によって選定されました。

なお、指定期間につきましては、平成30年4月1日から平成34年3月31日までの4年間となっております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしくお願いたします。

○(隅田委員長) 補足説明が了しましたので、常呂総合支所及び留辺蘂総合支所を審査の対象といたします。

質疑のある方は発言願います。

○(鈴木委員) 今回は、指定管理者の指定ということでありますけれども、5年間また議会にこの施設が上がってくる、審査されることはないわけにありますね。5年間指定管理者に指定するのですけれども、トイレの状況はどのようになっているのかというのは、質問になじまないですか。

〔「4年間」と呼ぶ者あり〕

○(鈴木委員) 5年間でなく4年間ですね。質問の内容ですけれども、トイレの状況とか改修計画とかがあるのかどうなのか。それは、質問になじむ、なじまないはありますか。委員長が判断してください。

○(隅田委員長) 今は指定管理の部分ですので、トイレのところは。ただ、もしわかる範囲内で、答えられる範囲内であればということで受け付けたいと思います。

理事者の答弁を求めます。

○(川村課長) 常呂自治区の住民センターにつきましては、今回ご審査いただいております4施設のほかに、昨年ご審査いただきました1施設、福山地区の施設がございます。全部で5つの住民センターがございますが、そのうちトイレが水洗化されて整備されているものにつきましては4施設、1施設は日吉地区の会館になってございまして、これはまだなっていないということで、今後施設の整備に向けて今手続というか、いろいろ計画をしているところでございます。そういう状況でございますので、よ

ろしくお願いたします。

私からは以上です。

○(海鉾課長) 留辺蘂総合支所市民環境課所管の住民センターでございますが、留辺蘂町民会館につきましては水洗化を実施してございます。西区住民センターにつきましても水洗化をしてございます。

私からは以上でございます。

○(福浦課長) 北見市はあとふるプラザにつきましては水洗化しております。

以上です。

○(隅田委員長) ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○(隅田委員長) なければ、以上で常呂総合支所及び留辺蘂総合支所の審査を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時07分 再開

○(隅田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で当委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

それでは、当委員会に付託されております議案11件を一括議題といたします。

ただいま上程されております議案のうち議案第1号、議案第4号、議案第7号、議案第8号、議案第13号ないし議案第15号及び議案第20号の都合8件については討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。本案はいずれも原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○(隅田委員長) ご異議なしと認めます。

よって、本案はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第2号、議案第3号及び議案第5号に

については討論の通告がありますので、発言を許しません。

反対者、菊池豪一委員。

○（菊池委員） ただいま上程しています議案第2号国民健康保険特別会計補正予算、議案第3号介護保険特別会計補正予算及び第5号北見市行政手続に関する条例改正、以上3点について関連がありますので、あわせて討論いたします。

社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度について、政府は納税、年金など行政手続が簡素化されると喧伝しています。しかし、これと引きかえに私たち国民が失うものもはかり知れません。これまで別々の制度で管理されていた個人情報が政府によって一元管理されることで、国民の情報は一瞬のうちに政府に集められ、大金持ちや大企業の膨大な資産隠しは続けられているのとは対照的に、その情報は徴税のための手段として国民からの収奪に使われることは明らかです。これは、国税庁や財務省の長年の悲願と言われていた制度だからであります。

さらに問題なのは、長寿社会を背景にマイナンバーの事故の発生が危惧されます。マイナンバーカードを紛失する、また盗まれるという直接被害だけでなく、知らず知らずのうちに利用される、また絶対漏えいすることがないはずが、さまざまな場所でマイナンバー管理者のルーズさから漏えいするなどは日常です。また、コンビニエンスストアなどでの利便のための活用も危険がはらんでいると言えます。行政においての手続でも、現在はナンバーをすぐ提示できなくても免許証や他のもので自分を証明できますが、例えば代理手続の場合、本人のマイナンバーカードを持っていくだけでは基本的に完了しないのではないのでしょうか。

今回の医療、介護などのマイナンバー活用の義務づけによる条例改正やシステム改修の予算措置は、国民には一段と見えない社会制度がさらに進むものとしか考えられず、個人番号制度そのものに理解が

進んでいない現状や制度に対する不安や危険な情報漏えい事故が頻繁に発生する状況の中では、今回の議案や補正予算の提案には賛同できません。

以上、反対討論といたします。

○（隅田委員長） 以上で討論を終結いたします。

それでは、本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案はいずれも原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○（隅田委員長） 起立多数であります。

よって、本案はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員会報告の文案については、正副委員長において作成の上、12月14日午前9時30分から委員の皆様にお諮りしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○（隅田委員長） ご異議なしと認め、さよう決しました。

次に、所管部からの報告を受けてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時12分 休憩

午前11時13分 再開

○（隅田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、市民環境部からの報告4件を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○（佐野部長） 引き続き市民環境部、留辺薬総合支所の報告案件4件についてご説明させていただきます。

初めに、市民生活課が所管しております第2次北見市男女共同参画基本計画案についてであります。第1次の基本計画が本年度最終年度を迎えます

ことから、平成30年度から10年間を計画期間といたします第2次基本計画の策定に当たり、昨年7月に北見市男女共同参画審査会に諮問いたしました。その後、審査会や庁内連絡会議でご議論いただき、本年2月に審査会から中間答申、11月には最終答申を受け、第2次基本計画案を策定いたしましたので、ご報告させていただきます。

次に、環境課が所管しておりますお墓参り実態アンケートの結果についてであります。北見ヶ丘霊園の利用者を対象に利用実態を把握するため、お墓参りの実態アンケートを実施しましたことから、アンケートの結果につきましてご報告させていただきます。

次に、報告の3件目でございますが、クリーンライフセンターが所管しております最終処分場整備に係る生活環境影響調査結果についてであります。最終処分場のかさ上げ拡張整備工事を行うに当たり、周辺への生活環境の影響確認から廃棄物処理施設生活環境影響調査指針に基づき調査を実施いたしましたので、その結果をご報告させていただきます。

次に、報告の4件目でございますが、留辺蘂総合支所市民環境課が所管いたします北見市ほか2町一般廃棄物最終処分場（PFI）についてであります。留辺蘂自治区にあります1市2町で使用しております一般廃棄物最終処分場はPFI事業で建設し、特定目的会社が維持管理を行っております。この処分場は、建設時の契約で平成30年度をもって運営期間を終了いたしますが、現在の埋め立て量から推計し、今後も埋め立て可能であることから、平成31年度以降の施設運営の方向性について訓子府町、置戸町の意向を踏まえながら協議を進めてきました。今後の事業方針につきましては、運営期間を延長することを1市2町として合意しましたことからご報告させていただきます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長、所長からご説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○（長谷川課長） それでは、私から第2次北見市男女共同参画基本計画案について補足説明をさせていただきます。

お配りしております委員会資料1ページ、別冊の基本計画案の6ページをお開き願います。（1）計画策定の趣旨であります。北見市では平成18年7月に北見市男女共同参画を推進するための条例を制定、平成20年2月に北見市男女共同参画基本計画を策定し、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会づくりを進めてまいりました。このような中、平成27年9月には女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、いわゆる女性活躍推進法が制定され、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の実現が最重要課題の一つとして位置づけられました。仕事と家庭生活を両立できる環境の整備や職業生活における女性活躍の推進により、豊かで活力ある社会の実現をさらに積極的に図ることとされました。このような国の動きや社会情勢の中、第1次基本計画が平成29年度で終了することから、第2次基本計画の策定に当たり、昨年7月に北見市男女共同参画審議会に諮問いたしました。その後、審議会で計画の骨子についてご審議いただき、本年2月に中間答申を受け、庁内に設置しました男女共同参画推進本部会議やワーキンググループによる協議に加え、審議会で審議をいただき、先月28日に最終答申を受けたところでございます。このことから、平成30年度から実施する第2次北見市男女共同参画基本計画、あなたとわたしともに活躍できるまちきたみ、第2次男女共同参画プランきたみを策定するものであります。

次に、委員会資料（2）計画の基本理念であります。別冊の基本計画案では7ページでございます。これは、北見市男女共同参画を推進するための条例第3条に規定されております男女の人権の尊重から第9条の国際協調までの7項目を基本理念とし、男女共同参画社会を推進してまいります。

次に、委員会資料（3）計画の基本目標でありま

すが、別冊基本計画案では8ページでございます。5つの基本目標を掲げ、男女共同参画社会の実現を目指してまいります。1、あらゆる分野における男女共同参画の推進、2、仕事と生活の調和と働く女性の活躍支援、3、男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり、4、男女がともに安心して暮らせるまちづくり、5、推進体制の確立、なお2の仕事と生活の調和と働く女性の活躍支援は女性活躍推進法に基づく市町村推進計画として、また5の推進体制の確立の2つを新たに盛り込んでおります。この推進体制の確立は、第1次基本計画の検証結果を踏まえ、目標値に達するためには行政だけではなく、民間の農業や商工業などを初め、幅広い分野の事業者や団体と連携して取り組んでいかないと男女共同参画社会の実現は困難であるとの考えから新たに盛り込んだものでございます。

次に、委員会資料(4)計画の位置づけであります。別冊の基本計画案では10ページでございます。男女共同参画社会基本法第14条第3項及び北見市男女共同参画を推進するための条例第16条の規定に基づく本市の男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として位置づけております。また、先ほどご説明したとおり、基本計画の一部を女性活躍推進法第6条第2項の規定に基づく市町村推進計画として位置づけております。さらに、国の第4次男女共同参画基本計画や道の男女平等参画基本計画、そして北見市の総合計画やほかの関連する計画との整合性を図っております。

次に、委員会資料2ページ、(5)計画の期間であります。別冊の基本計画案では10ページの下段であります。計画は平成30年度から平成39年度までの10年間とし、平成34年度に中間見直しを行います。国の動向や社会経済情勢の変化などにより見直しが必要な場合には適宜見直しを行うことといたします。10年後の北見市の目指す姿は、基本計画案11ページの北見市における現状と課題を踏まえた上での本計画で強調する4つの視点を盛り込み、基本計画

案12ページ下段にお示ししたとおり、あなたとわたしともに活躍できるまちきといたしました。具体的な施策につきましては、基本計画案14ページにあります計画の体系のとおり、基本目標のもとに掲げたそれぞれの基本的方向に事業化しております。

なお、具体的な施策につきましては、基本計画案16ページ以降に記載してございます。

次に、委員会資料(6)パブリックコメントの実施についてでございますが、第2次基本計画策定に当たり、北見市まちづくり基本条例第27条第1項の規定に基づき、市民の皆様公表し、幅広く意見を反映するため、今月18日から来月17日までの1カ月間実施するものでございます。

なお、第2次基本計画案をまちきた大通ビルや北2条仮庁舎を初め、各総合支所、支所・出張所などに設置するほか、ホームページなどで周知し、実施することといたしております。

最後に、委員会資料(7)今後のスケジュールであります。来年1月に審査会を開催し、パブリックコメントでいただきましたご意見などを報告し、2月の男女共同参画推進本部会議を経て第2次基本計画を策定することとしております。

私からは以上でございます。

○(鈴木課長) 続きまして、環境課が所管しますお墓参り実態アンケートの結果について補足説明させていただきます。

委員会資料3ページをお開きください。まず、(1)目的ですが、北見ヶ丘霊園の利用者を対象に利用実態を把握するため、お墓参りの実態アンケートを実施いたしました。

続いて、(2)実施期間についてですが、平成29年8月3日から8月31日までの期間といたしました。

続いて、(3)調査方法についてですが、北見ヶ丘霊園の利用者2,990名に対し、郵送により実施いたしました。

続いて、(4)回答率についてですが、回答数は1,621件、回答率は54.21%となっております。

続いて、(5) 回答内容につきましては、資料に沿って個別具体的にご説明いたします。まず、あなたほどの程度お墓参りをしますか、お墓参りの時期はとの質問に対し、お墓参りの回数は年1回から2回が52.2%と最も多く、次に年3回から4回の37.4%と続いています。また、参拝者の多くはお盆が44.7%、秋彼岸が26.6%とその時期にお参りに来ていることがうかがえます。

なお、の棒グラフでその他6.2%とありますのは、主に命日に行くや子供が帰省したとき、掃除などの回答が含まれます。

次に、お墓参りをするときの主な交通手段との問いに対し、自家用車が最も多く83.0%、親族や近所の方の車に相乗りが9.3%と両方を合わせると90%以上の方が車でお墓参りに行っていることがわかりました。

なお、の円グラフでその他3.8%とありますのは、主にレンタカーや子供の車を借りるなどの回答が含まれます。

続いて、委員会資料4ページをお開きください。

お墓参りに行くまでの所要時間はとの質問に対し、30分以内が最も多く72.2%、30分から60分が15.5%と両方合わせると85%以上の方が60分以内にお墓まで行ける状況であることがわかりました。

次に、お墓参りの際にあると便利なサービスはとの自由記載方式による質問に対し、水道や給水所など施設整備に関することやバスの運行など交通に関することの要望が多くありました。特に水に関する要望は126件、バスに関する要望は110件という結果となっております。

なお、の棒グラフでその他118人とありますのは、主に霊園管理に係る市への感謝や謝辞、またほかにも階段が辛い、駐車場が狭いなどの回答が含まれます。この調査に関しまして、回答者1,621人のうち649人、約40%の方の回答記入があり、要望件数は、1人で複数の要望を出している方もいらっしゃるため、全体で760件となっております。

なお、この質問項目だけ件数表記となっておりますが、複数要望が混在しているということからも画一的に表記できなかったためでございます。

また、このアンケート結果を踏まえた上での交通不便者に対する対策などについては、その効果や影響など庁内で協議、検証中でございます。

以上で環境課の報告を終わらせていただきます。

○(三野所長) 続きまして、最終処分場整備に係る生活環境影響調査結果について、委員会資料に基づきご説明申し上げます。

委員会資料5ページをごらんください。(1) 最終処分場整備の概要につきましては、施設の設置場所、北見市大和298 1ほか、委員会資料7ページ、別表1、現地調査箇所図をごらんください。中央部分の赤く囲われている場所となります。

5ページに戻っていただき、施設において処理する廃棄物の種類、不燃ごみ、焼却残渣、施設の処理能力、今年度行っております最終処分場整備実施計画等業務委託の中で平成47年度までの人口の推移、それに伴う埋め立て量を精査した結果、既存施設の埋め立て容量16万8,000立米、かさ上げ部の埋め立て容量10万7,300立米となり、合計埋め立て容量は27万5,300立米となったところでございます。かさ上げ部埋め立て容量の内訳につきましては括弧内の数量となっております。水処理方式につきましては、下水道へ放流しており、最大1日50立米となっております。

整備工事予定期間、平成30年度から平成32年度の3年間となっております。

埋め立て予定期間、平成33年度から平成47年度の15年間となっております。

続きまして、(2) 生活環境影響調査についてありますが、実施理由、現有最終処分場のかさ上げ整備に伴う周辺的生活環境への影響のありなし、程度を確認することが廃棄物処理法で定められておりますことから当該調査が必要となります。

なお、調査は廃棄物処理施設生活環境影響調査指

針に基づき実施しております。

、最終処分場及び施設周辺の生活環境の現況をそれぞれ調査し、施設整備による影響予測を行い、評価をいたしまして、必要に応じて対策を検討いたします。

、調査項目は大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地下水、水象、気象、交通量などを調査いたしました。

委員会資料6ページをごらんください。、調査年度は平成28年度の最終処分場整備調査設計等業務委託で実施いたしました。

、調査箇所、委員会資料7ページの別表1をごらんください。各調査項目の現地調査実施箇所を記載しております。橙色の線は、主な運搬ルートとなります。

6ページに戻っていただき、、調査結果と評価、委員会資料8ページ、別表2-1から委員会資料11ページ、別表2-4のとおりとなっております。詳細につきましては、後ほど説明させていただきますが、全ての調査項目において生活環境保全目標と整合が図られ、十分に満足できると評価されることから、周辺地域の生活環境への影響はほとんどないと評価されたところでございます。

(3) 今後の予定について、本調査結果は施設に関する計画とともに生活環境影響調査書として取りまとめ、縦覧の後、意見聴取を行う予定であります。

、今後の日程であります。平成30年1月下旬にホームページ及び広報にて縦覧の事前周知を行い、2月上旬、生活環境影響調査書の縦覧を開始予定です。3月上旬、生活環境影響調査書の縦覧を終了後、意見聴取を開始する予定であります。また、北見市廃棄物減量等推進審査会に報告予定となっております。3月中旬、意見聴取を終了後、3月下旬、北海道に対し生活環境影響調査を添付し、一般廃棄物処理施設変更届出書を提出予定となっております。

、縦覧の予定場所、まちきた大通ビル庁舎ほか10カ所を予定しております。

委員会資料8ページ、別表2-1をごらんください。生活環境影響調査結果と評価でございますが、左側から調査項目、予測時期、影響要因、事業予定地及び周辺地域にかかわる基準、現況調査結果、影響予測、評価の順に記載しております。

最初に、大気質でございますが、降下ばいじん量の現況の調査の結果については生活環境保全目標を下回っております。予測につきましては、施設稼働計画、使用重機、稼働状況は現況と変わらないこと、さらに覆土など粉じん対策を適切に実施することから、現況に変化を及ぼさないと予測されます。評価としましては、予測結果についても生活環境保全目標と整合が図られ、生活環境への影響はほとんどないと評価されます。生活環境保全目標につきましては、環境基準、法規制などに基づく基準などを生活環境保全目標に設定し、評価しております。

続きまして、下段の廃棄物運搬車両走行に伴う大気質の現況調査の結果については生活環境保全目標を下回っております。予測につきましては、施設の稼働計画、車両規模、台数は現況と変わらないことから、現況に変化を及ぼさないと予測されます。評価としましては、予測結果についても生活環境保全目標と整合が図られ、生活環境への影響はほとんどないと評価されます。

続きまして、委員会資料9ページ、別表2-2をごらんください。騒音でございますが、上段の埋め立て作業に伴う騒音の現況調査の結果については生活環境保全目標を下回っております。予測につきましては、施設の稼働計画、使用重機、稼働状況などは現況と変わらないことから、現況に変化を及ぼさないと予測されます。評価としましては、予測結果についても生活環境保全目標と整合が図られ、生活環境への影響はほとんどないと評価されます。

続きまして、下段の運搬車両の走行に伴う騒音の現況調査の結果につきましては生活環境保全目標を下回っております。予測につきましては、施設の稼働計画、車両規模、台数は現況と変わらないことか

ら、現況に変化を及ぼさないと予測されます。評価としましては、予測結果についても生活環境保全目標と整合が図られ、生活環境への影響はほとんどないと評価されます。

続きまして、委員会資料10ページ、別表2-3をごらんください。振動でございますが、振動の現況調査の結果については生活環境保全目標を下回っております。予測につきましては、稼働計画、使用重機、稼働状況などは現況と変わらないことから、現況に変化を及ぼさないと予測されます。評価としましては、予測結果についても生活環境保全目標と整合が図られ、生活環境への影響はほとんどないと評価されます。

続きまして、中段の廃棄物運搬車両の走行に伴う振動の現況の結果については生活環境保全目標を下回っております。予測につきましては、施設の稼働計画、車両規模、台数などは現況と変わらないことから、現況に変化を及ぼさないと予測されます。評価としましては、予測結果についても生活環境保全目標と整合が図られ、生活環境への影響はほとんどないと評価されます。

続きまして、下段の悪臭でございますが、悪臭の現況調査の結果については生活環境保全目標を下回っております。予測につきましては、施設の稼働計画は現況と変わらないこと、また覆土など適切な悪臭防止対策を実施することから、現況に変化を及ぼさないと予測されます。評価としましては、予測結果についても生活環境保全目標と整合を図られ、生活環境への影響はほとんどないと評価されます。

続きまして、委員会資料11ページ、別表2-4をごらんください。地下水でございますが、最終処分場の存在に伴う地下水の流れや水質への影響の現況につきましては、地下水の流向は南から北北西方向に下がっていく地形に沿った形で流下しております。また、地下水の水質の現況は全ての項目について環境基準に適合しております。予測につきましては、施設の稼働計画は現況と変わらないこと、また

適切な維持管理を実施することから、現況に変化を及ぼさないと予測されます。評価としましては、予測結果についても生活環境保全目標と整合が図られ、生活環境への影響はほとんどないと評価されま

す。

生活環境影響調査のまとめとしましては、本事業の実施が環境に及ぼす影響について、大気質、騒音、振動、悪臭及び水質の項目について調査、予測を行い、環境基準などに基づいて設定した生活環境保全目標を上回ることがないかについて分析を行いました。その結果、それぞれの生活環境保全目標と整合が図られ、十分に満足できると評価されることから、周辺地域の生活環境への影響はほとんどないと評価されます。

私からは以上です。

○（海鉾課長） 続きまして、私からは北見市ほか2町一般廃棄物最終処分場（PFI）について、委員会資料に基づき説明させていただきます。

委員会資料12ページをごらんください。1、事業の概要でございますが、北見市ほか2町一般廃棄物最終処分場は建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営及び技術能力を活用するPFIの手法により、特定目的会社であります株式会社ルペシュペ・ピーエフアイと特定事業契約を締結し、平成16年7月1日から供用を開始しております。

ア、施設につきましては、北見市留辺蘂町富岡の処分場に留辺蘂自治区、訓子府町、置戸町の燃やさないごみと粗大ごみを受け入れ、埋め立て容量につきましては8万7,900立方メートルとなっております。

イ、事業期間でございますが、廃棄物を受け入れる運営期間につきましては平成16年4月1日から平成31年3月31日までの15年間、運営期間終了後管理期間を平成31年4月1日から平成33年3月31日までの2年間としております。

ウ、現状と予測でございますが、委員会資料13ページの別表をごらんください。埋め戻し実績及び予

測値でございますが、平成16年から平成28年度までの埋め戻し量の実績と平成29年度、平成30年度の予測値でございます。平成28年11月1日計測の埋め戻し量は3万1,234立方メートルであり、埋め立て容量の35.53%の埋め立てを終了しております。また、運営期間が終了する平成30年度末の埋め戻し量は3万5,378立方メートル、埋め立て容量の40.25%と予測しております。

委員会資料12ページにお戻りください。エ、これまでの経過でございますが、平成28年2月の当常任委員会において運営期間延長に向けての検証実施について報告させていただき、平成28年度より外部委託による現地調査と検証を行っております。株式会社ルペシュペ・ピーエフアイとの特定事業契約では、運営期間終了時点で埋め立てが完了せず、一般廃棄物の受け入れ、埋め立てが可能である場合は運営期間を延長することができることとなっておりますことから、本年2月に株式会社ルペシュペ・ピーエフアイより運営期間終了後についての提案書が提出されております。この提案書の内容について外部委託により検証を行った結果、本年3月には提案費用については著しく過大な費用設定ではないとの報告がありました。その後、訓子府町、置戸町の意向を踏まえつつ運営期間延長の協議を進めてまいりましたが、本年11月、1市2町は運営期間を延長することについて合意したところでございます。

2、延長する期間でございますが、現在の契約期間は平成16年4月1日から管理期間を含めた平成33年3月31日までとしておりますが、変更後の契約期間は現在の運営期間と同じ15年間延長し、平成48年3月31日までとしております。

3、今後の事業スケジュールでございますが、平成30年11月まで契約金額を含めた変更契約内容について協議を重ね、平成31年4月から延長した運営期間を開始するという流れになる予定でございます。

続きまして、別添資料でございます。一般廃棄物最終処分場P F Iアドバイザー等業務運営期間延

長に関する協議支援業務報告書概要版について説明させていただきます。この報告書でございますが、最終処分場の運営期間を延長するに当たり、外部委託による現地調査及び検証結果の概要版となっております。

1ページの調査計画及び調査報告では、調査対象設備について補修更新が必要なのか診断を行い、運転履歴や目視検査の結果に基づき判定した内容について報告されております。

2ページの補修更新項目の確認では、確認内容として更新不要な機器が含まれていないか、安全面の要求から更新すべきものはないかなどをチェックし、運営期間延長に必要な機械設備の補修、更新が適切な時期に計画されているかなどについて報告されております。

4ページのS P Cからの提案費用の確認では、S P Cから提案のあった、人件費から、補修・更新費について検証を行い、適切な費用設定なのかについて報告されており、総括といたしましては、いずれの費用につきましても著しく過大な費用設定ではないとしております。

以上で補足説明を終わります。

○(隅田委員長) 説明が了しました。

質疑のある方は発言願います。

○(菊池委員) お墓参りのアンケートをやっていたという事で、本当に私も予想以上に随分回答数が多いと感じております。

そういう中で、年度中に結論を出して、新年度にという方向を出されるのが私は一番いいとは思いますが、私自身も本会議で質問した後、何人かからそういう話を聞きましたけれども、ここまで多くの希望があったというのは、本当に調査していただいてよかったと、そういう判断をいただいてよかったと改めて感じております。

お墓問題にかかわらず、やはり高齢者の移動の足というのが北見市内で大変課題になっているのではないかと私は思いますけれども、こういう結果が出

ていますので、市がこの調査で終わらないで、実際にそういう皆さんの希望に応える対応ができれば、なかなか財源の問題もありましようけれども方向性をぜひ年度内に出していただいて、新年度で実施していただきたいと思います。その点、部長からご答弁願えればと思います。

それから、最終処分場の調査結果でありますけれども、私も制度の不理解で、改めて同じ場所の最終処分場なのに環境影響調査を果たしてどこまで必要なのだということを言ったことがあります。非常に入けないところですし、こういう結果が出るのは当然だろうと思っていたものですから、そういう発言をしたことがありますけれども、この調査というのは、どの程度影響調査にかかわって予算を計上し、執行されたのか、その点をお伺いしたいのと、私が聞いたのは、大和側の道路工事をやっている際に、岩盤だと思われていたところが崩れてしまったと、道路整備の経過の中であります。同じ山なのかと、1つの山ではないかと私は感じているのですけれども、そういう土壤のもろさが、今回の調査では確認されなかったのかという点について、以上2つお伺いしたいと思います。

○（隅田委員長） 暫時休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午前11時58分 再開

○（隅田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

理事者の答弁を求めます。

○（三野所長） 菊池委員からの環境調査に係る予算額及び大和最終処分場の地盤についての質問についてですが、予算については最終処分場整備調査設計等業務委託ということで4,104万円になっております。この中で、環境調査にかかった金額については、詳細はわかっておりません。この調査については、環境調査のほかにも地質調査とか、その中身の委託もしております。

そして、山の斜面、大和最終処分場の斜面の地質ですが、地質調査の結果においては崩れるような結果ということは聞いておりません。一応大丈夫だということで聞いております。

私からは以上です。

○（佐野部長） 菊池委員からご質問がありましたお墓参りのアンケート調査ですけれども、調査だけではなく来年度早々、調査だけに終わらなく実施していく考えはないかとのご質問でございますけれども、委員ご指摘のとおり交通不便者、高齢者の足の課題、例えば買い物に行くにも買い物難民ですとか通院、それから北見市のほかのお墓のことも考えられます。これら交通不便者に対する対策などについては、現在その影響などにつきまして庁内の他部署とも連携、協議中でございますので、実施時期、実施するかどうかも踏まえまして検証中ということでご理解いただきたいと思います。

私からは以上です。

○（菊池委員） 最終処分場ですけれども、計画予定を15年間とする予定なのですね。それで、現状の埋め立てしている中身、組成ですけれども、それはどのようなものか、今後大きく変わる予定はないと思いますけれども、その中身についてです。

それから、この15年間というのは最終処分場を最終的に形成する容量と一致するのではないかと思うのですけれども、実際にでき上がったときと現状の埋め立てている容量というのはほぼ一致するのでしょうか、その点伺います。

○（三野所長） ごみの中身については、説明しておりますが、焼却残渣、要するに燃えたがら、ごみとリサイクルできないプラスチック、廃プラスチック類などでございます。

あと、15年間のごみの量ですけれども、この埋め立て量の積算ですが、ごみの量とそれにかぶせる土を覆土といいまして3メートルごとに50センチぐらい積み重ねて、だんだん積み重ねていくのですけれども、その量と最終覆土といいまして一番最後の段

階になると埋め立て量は1メートルぐらいを予定しております。その量も含めた中での数量となっております。

私からは以上です。

○(菊池委員) そうしますと、焼却施設やリサイクル施設等を再整備しましたから、その年度と最終処分場の使用期限というのが大体一致するということになりますね。今の段階の構想としては、どちらかを先に何か改修しなくても、使用期限と一緒に考えると考えていいのでしょうか。

以上です。

○(三野所長) 改修時期であります。大和最終処分場を今回整備することによって、平成47年度までとなっております。そして、基幹的整備のほうでは、建物の焼却炉の整備ですけれども、平成42年ぐらいまでは使用可能ということで、基幹的整備も今回改修をやっております。ですから、一応その時期になって、埋め立て量については、ごみがなおかつ減ることも想像されますので、まだ使える可能性は、そのときにまた出てくるかもしれませんし、建物についても今は平成42年と言っていますけれども、状況をまたその時期に判断して延命化をするかの検討をしたいと思います。5年は違いますけれども、大体その検討時期は同じぐらいにはなると思います。

私からは以上です。

○(隅田委員長) ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○(隅田委員長) なければ、以上で市民環境部からの報告を了します。

暫時休憩いたします。

午後 0時04分 休憩

午後 0時05分 再開

○(隅田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、保健福祉部からの報告4件を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○(大柴部長) それでは、私から保健福祉部が所管いたします報告事項について、委員会資料に基づきご説明させていただきます。

委員会資料1ページの第5期北見市障がい福祉計画、2ページの第7期北見市高齢者保健福祉計画・北見市介護保険事業計画、3ページの北見市健康づくり計画、第3期北見市健康増進計画・北見市食育推進計画、4ページの第2期北見市国民健康保険保健事業実施計画の4つの計画につきましては、今年度で計画期間が終了することから、次期計画の策定作業を行ってまいりました。

各計画は、昨年度から市民アンケート、住民懇談会、関係団体との意見交換などを実施し、幅広く市民からの意見、要望を受け、有識者、一般市民などで構成する策定委員会などで協議を重ねてきました。また、保健福祉部への連携はもとより、関係部署で構成する北見市保健福祉施策推進委員会を開催し、情報共有などを図ってきたところであります。このほど4計画の素案がまとまりましたので、市民の皆様公表し、広く意見を募集するため、12月12日から明年、来年1月11日まで意見募集を実施いたしますので、別冊資料とあわせてご報告させていただきます。

なお、各計画については市ホームページ、まちきた大通ビル4階などで閲覧ができるようにします。

私からは以上ですが、各計画素案の概要につきましては担当課長及び担当主幹より説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○(水落課長) それでは、私から第5期北見市障がい福祉計画素案の概要について、別冊の素案により説明いたします。

本年4月開催の当委員会において報告いたしましたとおり、児童福祉法の一部改正により今回の障がい福祉計画より障がい児福祉計画を一体のものとして策定することができるようになったことから、素案については障がい福祉計画とあわせて策定したと

ころであります。

素案 1 ページをお開きください。1、計画作成の趣旨・目的の終わりの 3 行目をごらんください。障がい福祉計画は、障害福祉サービスや相談支援、障害児通所支援等が総合的かつ計画的に提供されるための計画として策定するものです。

次に、8 ページをお開きください。第 3 章、計画推進のための基本的事項では、昨年策定いたしました第 2 期北見市障がい者計画の基本理念でありますすべての人が心豊かに安心して暮らせる共生社会の実現に基づき、1 から 8 までの 8 つの基本目標を定め、計画を推進するものであります。

次に、10 ページをお開きください。第 4 章、計画推進のための具体的な取り組みであります。第 3 章で定めた各基本目標に係る推進の方向性のほか、推進方策の内容について 28 ページまでにおいて記載しております。

次に、29 ページをお開きください。第 5 章、成果目標であります。国の指針を参考にするとともに、北海道においても障がい福祉計画を策定していることから、道とも調整を行った上でそれぞれの成果目標を設定しております。

次に、32 ページをお開きください。第 6 章、障害福祉サービス等の見込み量についてであります。サービス等の見込み量についても国の指針を参考にするとともに、道と調整を行った上で、それぞれの利用量の見込みについて 48 ページまでにおいて記載しております。

次に、49 ページをお開きください。第 7 章、計画の推進管理についてであります。本計画を確実に推進していくための体制や計画の進行管理についてまとめております。

以上で第 5 期北見市障がい福祉計画に係る補足説明を終わらせていただきます。

○（鈴木課長） それでは、私から第 7 期北見市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の概要について、別冊の素案により主な内容について説明いたし

ます。

素案の 1 ページをお開きください。第 1 章、計画の概要の第 1、計画策定の背景と趣旨についてであります。終わりの 4 行目をごらんください。本計画は、平成 30 年度から平成 32 年度までを計画期間とし、今後想定される団塊の世代の後期高齢期への移行などを見据えた上で第 6 期計画の検証や見直しを行い、地域包括ケアシステムのさらなる推進に向けて策定するものです。

次に、29 ページをお開きください。第 3 章、計画推進のための基本的事項についてであります。第 4 期計画で策定した基本理念であります地域で支えあい、高齢者が安心していきいきと暮らせるまちを目指してを継続するとともに、中段の第 2、計画の目標にありますとおり、基本理念を実現するためから の 8 つの基本目標を定め、計画を推進するものであります。

次に、32 ページをお開きください。第 4 章、計画推進の具体的な取り組みであります。第 3 章で定めた各基本目標につきまして、現在の実施状況や課題などについてまとめているほか、本計画における具体的な施策について、53 ページまでにおいて記載しております。

次に、54 ページをお開きください。第 5 章、各サービス提供の現状と計画の推進であります。北見市の介護給付費等サービスや地域支援事業、高齢者福祉サービスについて、第 6 期計画における実績値及び第 7 期計画における見込み量について 78 ページまでにおいて記載しております。

次に、79 ページをお開きください。第 6 章、介護保険事業費の見込みであります。第 1 として費用の負担について記載したところであり、80 ページの第 2、介護保険給付費等の見込み及び第 3、第 7 期介護保険事業における収支の見込み、81 ページの第 4、第 1 号保険料の設定の表に空白がございますが、これは 12 月末から来年 1 月にかけて国から示される介護報酬改定率等を踏まえて設定する平成 30 年度が

ら平成32年度までの介護保険料を記載する項目であり、年明けから作業になりますが、保険料については慎重に算定してまいりたいと考えてございます。

次に、84ページをお開きください。第7章、計画の推進に向けてであります。本計画を円滑に推進するための体制や関係機関との連携などについて86ページまでにおいてまとめております。

次に、90ページをお開きください。ここからは、本計画を策定するための基礎資料である各種調査結果について160ページまでにおいてまとめてございます。この調査は、昨年12月から本年3月末までの間、介護サービスの現状と需要を適正に把握するため、介護保険事業所及びそこで勤務する介護職員、看護職員、また市民の皆様へアンケート調査した結果を記載してあります。

なお、161ページには介護福祉を考える住民懇談会の開催結果を記載しており、162ページから164ページにおいてはこの懇談会で出された意見などをまとめたところであります。

以上で第7期計画の素案に係る補足説明を終わらせていただきます。

○（宮部主幹） 私から北見市健康づくり計画の素案の概要につきまして、別冊計画素案に基づきご説明いたします。

1ページをお開きください。初めに、第3期北見市健康増進計画の策定に当たり、国では食育基本法において食育を生きる上での基本と位置づけ、食育推進基本計画を策定しており、市におきましても食育の推進は健全な食生活の実現により心身の健康増進と豊かな人間形成、ひいては健康寿命の延伸に寄与することから、食育推進計画を一体的に策定することとしておりましたことから、計画の名称を北見市健康づくり計画といたしました。また、市町村において策定を求められております母子保健計画につきましても本計画に含めて策定することといたしました。

次に、14ページをお開きください。第3章、本計

画の基本的な考え方としましては、市民が生涯にわたり、健やかで心豊かに暮らすことができる地域社会を目指してを基本理念に、生活習慣病予防と重症化予防等による健康寿命の延伸及び子供から高齢者までの各ライフステージに応じた食育の推進並びに健康格差是正に向けた社会環境の整備に努めることを基本方針とし、6つの基本的な方向を定めております。

次に、16ページをお開きください。健康づくりを推進するための具体的な取り組みにつきましては、第4章、健康増進計画では健康増進を形成する基本要素となる5つの項目について、また32ページからの第5章、食育推進計画では4つの項目に整理し、第2章に記載の北見市の健康・食育に関する課題を踏まえて目標を定め、個人や家庭及び関係団体、地域並びに市のそれぞれの具体的な取り組み及び数値目標を記載しております。

続いて、44ページをお開きください。第6章には、健康増進計画、食育推進計画のそれぞれのライフステージごとの取り組みを簡潔にまとめて掲載し、母子保健計画施策について各計画との関連性を掲載しております。

次に、47ページをお開きください。第7章、計画の推進と評価では、本計画の推進及び進行管理の体制について定めております。

次に、49ページをお開きください。第8章には、本計画策定の基礎資料となりました保健統計、市民アンケート結果等を掲載しております。

私からは以上でございます。

○（佐野課長） それでは、私から第2期北見市国民健康保険保健事業実施計画の素案の概要についてご説明いたします。

別冊の計画素案1ページをお開きください。第1章では、計画策定に当たっての趣旨や基本的な考え方を記載しております。本計画は、国民健康保険法の規定により、厚生労働大臣が定める保健事業実施指針に基づき策定するもので、被保険者の健康増進、

疾病予防、重症化予防に向け、保有しているデータを活かし、被保険者の特性を踏まえ、効果的かつ効率的な保健事業を進めるための事業計画となるものであります。

なお、本計画は特定健診等実施計画を包含した計画としております。

次に、4ページからの第2章では第1期計画の評価を、また18ページからの第3章では当地域の被保険者の健康実態と課題について記載しております。

次に、45ページをお開きください。第4章、計画の目標設定と達成のための方策では第1期計画の評価から見えた課題及び前ページ、44ページに記載しております健康実態から見えた課題などを踏まえ、保健事業の実施における5つの基本方針を定めるとともに、特定健診等基本指針が定める平成35年度に達成すべき参酌標準をもとに特定健診の受診率等の目標値を設定しております。

なお、健診の受診率や重症化予防の取り組みなどの保健事業につきましては、国の新たな財政支援として平成30年度から本格実施されます保険者努力支援制度の評価項目にもなっております。

次に、49ページからの第5章では特定健診、保健指導の実施方法を、また58ページからの第6章では、その他の保健事業として人間ドック・脳ドック事業、健康教育事業などの実施方法を記載しております。特定健診などの事業実施に当たりましては、北見医師会を初め、関係機関にご協力をいただき、連携を密に進めていくこととしております。

最後に、63ページ、第9章、計画の評価及び見直しでは、本計画の推進に当たり、目標値の達成状況の評価方法などについて定めております。

計画素案に関する補足説明は以上でございます。

○（隅田委員長） 説明が了しました。

質疑のある方は発言願います。

○（菊池委員） 介護保険の計画は、計画としてまだ十分定まっていない部分もあるという報告でしたけれども、いわゆる総合支援事業の考え方について

は新年度どのような方向で検討されていくのか。

それから、国において介護保険の根底を揺るがすような議論もありまして、非常に制度と申しますか、事業そのものの計画を立てるというのも大変な時期になってきています。実際市内でも働く人がなかなか見つからないということで、介護事業所として要望には応えられませんということが実際に言われている事態もあります。そういう中での事業なので、皆さん方の立場として、やはり国に介護制度が順調にと申しますか、介護保険制度の趣旨に沿った内容が実施されるようにぜひ働きかけていただきたいと、これはお願いでもありますけれども、その2点を伺って質問にしたいと思えます。

以上です。

○（鈴木課長） 菊池委員から2点ほどご質問がございまして、まず1点目なのですが、本年度から始まりました総合支援事業について、特にデイサービスあるいは訪問介護なのですが、北見市といたしましては、必要な方に必要なサービスが受けられるよう十分配慮していくとともに、国に要望等もしてまいりたいと考えてございます。

2点目につきましては、介護従事者の人材確保ということでございましたけれども、本計画につきましても介護人材のための介護事業所等への実態把握、研修の実施、また資質向上、なおかつ本年度から実施させていただきました潜在的介護職員研修につきましても、来年度実施していきたいと考えてございまして、介護事業所と北見市と連携を図りまして、常に相談体制を高めていきたいと考えてございます。

以上です。

○（隅田委員長） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（隅田委員長） なければ、以上で保健福祉部からの報告を了します。

暫時休憩いたします。

午後 0時24分 休憩

午後 0時24分 再 開

○(隅田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本日の委員会を終了いたします。

どうもご苦労さまでした。

午後 0時25分 閉 議
